

## ■経営理念

「真心の有る食事を提供し、誠意あるサービスを心掛け、食生活を豊かにし社会に貢献する」

## ■価値観

W e A re MITUO

M make 私達は、安全なサービスと職場を作ります

I impress 私達は、皆様に感動を与えます

T try 私達は、前進する為に挑戦し続けます

U unite 私達は、団結して事業を行います

O rient 私達は、環境に順応します

## ■ビジョン

『 Smile Mi 』

従業員・お客様と地域と共に健康で笑顔になる食といえば、 MITUO

当社経営理念の「誠意あるサービスを心掛け」

には、サービスのみならず、事業活動への真摯な取組みも含まれています。

今回、当社の経営理念に従い、以下の通り独占禁止法遵守についての行動指針を制定しました。

以下の行動指針に従い、株式会社ミツオは公正で健全な事業活動を行ってまいります。

---

### 株式会社ミツオ 独占禁止法遵守についての行動指針

令和6年7月31日制定

当社は、「真心の有る食事を提供し、誠意あるサービスを心掛け、食生活を豊かにし社会に貢献する」という企業理念を追求するため、独占禁止法を始めとする法令を遵守し、公正かつ自由な事業活動を行うための行動指針を以下に定める。

#### 1. 行動指針について

健全な事業活動を推進するために、事業に携わる全ての役員および社員はこの行動指針を十分に理解し、関係法規を遵守するとともに、次のことを基本とする本指針の精神に則り事業活動を行うよう心がけなければならない。

- (1) 独占禁止法およびその他の法令を遵守し、公正かつ自由な競争原理に基づいて営業活動を行うこと。
- (2) 官公需の受注にあたり、共同して受注すべき者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は行わず、自主的に受注活動を行うこと。

## 2. 入札業務について

- (1) 入札業務にあたっては、独占禁止法を遵守し、事業者間で以下に関する話合い、情報交換、調整、決定を行わないこと。
  - ①受注予定者
  - ②入札価格
  - ③見積価格
  - ④受注意欲
- (2) 同業他社等、入札業務について利害関係が生じる者との会合や話合い等に参加する場合は、第三者からみて、談合を疑われる恐れがないことを社内で検討した上で参加する。また、2.(1)の内容について協議することを事前に知りえた場合や話合いの中で上記の議題に及んだ場合には話合いに参加せず、すみやかに退席した上で上長に報告すること。
- (3) 受注予定者または入札価格の決定は、発注官公庁の指導または要請による場合であっても、独占禁止法違反となるので、これに従ってはならない。
- (4) 発注元又は他の入札参加者等に対して入札案件の受注について自社が有利となる事を目的とした利益供与をしないこと。
- (5) その他、談合・カルテルが疑われるような行為はしないこと。

## 3. 監督および監視体制について

官公需の受注に関わる業務責任者は、日常の営業活動において独占禁止法等の法令が遵守されているかどうかを確認し、業務担当者の指導、監督を行う。

法務担当者は、入札業務等の実施状況の監視を行い、定期的に社内監査を実施し、監査結果は報告書としてとりまとめ、顧問弁護士と共に、対応が必要な事案の有無・内容などを検討の上、取締役会に報告する。監査結果に関して対応が必要な事案があると認められた場合、取締役会にて速やかに対応方法を決定し、代表取締役を中心として対応策を講ずる。

## 4. 教育および研修について

独占禁止法の遵守並びに違法行為の未然防止のための教育および研修を、下記のとおり実施する。

- (1) 定期的な社内研修
- (2) 行動指針の全従業員への継続的な周知

## 5. 社内相談体制について

日常の事業活動や入札業務に関連して、独占禁止法に違反する行為か否かを迷ったり、不明な点が生じた場合は、管理部に相談窓口を設置し、顧問弁護士と共に対応を行う。

## 6. 違反に対する処分等について

独占禁止法に違反し、著しく社の信用を損ねあるいは損害を与えた場合は、役員にあっては役員会において、その他の社員にあっては就業規則等の社内規定に従い厳正な処分を行う。

以上